

社会福祉法人共楽園 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 行動期間 令和7年1月1日 ～ 令和8年12月31日

2. 目標と取組内容

【目標1 『育児休業取得 100%』及び『1ヶ月以上の育休取得』を目指す】

取組内容

1. 育児休業中の体制整備の取り決め（R7.12月目標）
2. 適切な支援実施を目指し、社会保険労務士と顧問契約する（R7.1月～）

【目標2 男性職員の育児休業の取得推進】

取組内容

1. 制度に関するパンフレットを配布（R7.1月～）

【目標3 職員全員の所定外労働時間を、1人当たり年100時間未満とする】（R7.1月～）

取組内容

1. 所定外労働時間の原因と分析を行う
2. 職員会議において、定期的に職員へ周知する